

建築士事務所の「設計等の業務に関する報告書」の インターネット閲覧の開始について

建築士事務所の開設者は、建築士法第23条の6の規定に基づき、事業年度ごとに「設計等の業務に関する報告書」を作成し、建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出することとされています。

現在、本県では、この報告書を（一社）埼玉県建築士事務所協会の窓口において閲覧に供しています。

この度、令和8年4月1日に受け付けた報告書から、「建築士名簿・建築士事務所登録簿システム」を用いて、インターネットによる閲覧を開始することといたしました。

つきましては、開設者の皆様には、報告書の作成に当たり、下記の事項について御注意くださいますようお願いいたします。

注意事項

【第一面】

- ・現在は報告書への押印は不要となっています。報告書に社印や個人印を押しなさいでください。

※行政書士の記名・職印がある場合は、インターネット閲覧に供する際に「行政書士 記名・職印」と記載したシールで加工させていただきます。

(シールのイメージ)

行政書士 記名・職印

【第二面】

- ・個人情報保護の観点から、「建物用途」の欄に「〇〇様邸」、「〇〇ビル」など、**個人の氏名を記載しない**でください。

【その他】

- ・報告書に記載する必要のない**個人情報等は記載しない**でください。
- ・委任状はインターネット閲覧に供しません。

【インターネット閲覧】 建築士名簿・建築士事務所登録簿システム

<https://csba.kenchikugyousei-db.jp/knjt01/>



問合せ先
埼玉県都市整備部建築安全課総務・監察担当
電話 048-830-5515